

第21回蒲生干潟自然再生協議会 議事録

I 日時

令和8年1月31日（土） 午前10時から正午まで

II 場所

宮城県行政庁舎9階 第一会議室

III 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

蒲生干潟自然再生全体構想の見直しについて

- ・現状のとりまとめ
- ・課題、取組

4 講演

基調講演 演題：「自然共生サイト」について

講師：いであ株式会社 国土環境研究所 環境技術部門地域共創推進部
兼 東北支店 自然環境保全部 幸福 智 上席研究員

5 閉会

配付資料一覧

○次第・配付資料一覧

○蒲生干潟自然再生協議会委員名簿・席次表

○資料1 蒲生干潟自然再生全体構想の見直しについて（現状のとりまとめ）

○資料2 全体構想（1-3、1-4、2-1、2-2：現状のとりまとめ）

○資料3 蒲生干潟自然再生全体構想の見直しについて（課題・取組）

○講演資料 自然共生サイトに係る支援証明書・支援マッチングについて

○参考資料 蒲生干潟自然再生全体構想

1 協議結果

- ・現状のとりまとめについては概ね提案どおりの修正方針で了承。
- ・出典情報、重要種のとりまとめ方法について意見のとおり加筆・修正する。
- ・課題・取組について、意見を基にとりまとめる。
- ・水の容積が小さくなっているという点は断定せず記載する。
- ・水交換の改善に関する取組の方向性は概ね了承されたが、具体的な方法や予算は今後議論を進める。(掘った砂や泥の搬出先など)
- ・クズや外来種駆除についても費用面も含めた方法の検討が必要。
- ・モニタリングについては、現在、過去の調査結果などを整理し、情報の集約を図る。
- ・取組に必要な資金面の確保に向け自然共生サイトの認定等の取組を検討していく。

2 議事録

(1) 開会

事務局が開会を宣言し、定足数を確認し、協議会が成立していることを報告。

(2) 会長あいさつ

【鈴木会長】

本日はよろしくお願ひいたします。この協議会は2021年に再開されて、前回は2025年6月に開催されました。その後、色々な議論が出たことから、現地検討会ということで皆様に蒲生干潟にお集まりいただき、現地を見ながら必要な課題や問題点を抜き出すということをしていただきました。それを受けて、色々なことをしなければいけないということが出てきましたので、全体構想を見直し、それに合わせて新たな具体的な取組を進めていきたいと思いますということになりました。

事務局会議でとりまとめ、今回、協議会を行うことになった次第です。協議会はこれまで概ね年に1回でしたが、年に1回でなければいけないということではなく、必要に応じて開催できるということで、今回は意見交換会よりも協議会としてきちんと皆様に議論していただくということになりましたので、本日は問題点から今後の取組まで議論されることと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 協議事項

【司会】

ありがとうございました。ここからは鈴木会長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。鈴木会長、よろしくお願ひいたします。

【鈴木会長】

それでは、協議事項に従って進めさせていただきたいと思ひます。最初に「蒲生干潟自然再生全体構想の見直し」に関して、事務局からご説明をお願ひします。

【事務局】

蒲生干潟自然再生全体構想の見直しについて、まず「現状のとりまとめ」の方を説明させていただきます。資料1をご覧ください。

これまでの進捗については、前回6月に開催いたしました第20回協議会において、取りまとめの方向性について説明をさせていただき、承諾をいただきました。主なとりまとめの方向性としては、資料1の1(1)に記載の通り、「震災前後の状況を分けて記載する」「見直しは現構想の現状を要約して示すこととし、詳細は現構想を参照する構成とする」「震災後の取組については年表等を用いて環境変化・工事の推移などが分かるように整理する」「各専門委員の協力の下、既存の論文や報告書を中心にとりまとめる」としています。

これらを念頭に事務局でたたき台を作成しました。作成にあたっては、論文や国・県・市の報告書を参考に見直し案を作成しました。使用しました資料につきましては、資料2の最後のページに一覧を掲載しています。作成した案を11月4日付けで委員の皆様へ送付して意見照会を行ったところ、5名の委員から意見及び修正案が提出されましたので、これらを踏まえて修正を行ったものが資料2になります。主な修正概要としては、内容に齟齬があるとの指摘を受けた箇所の事実確認を行い、修正しています。図面及び写真について図表の体裁や大きさの修正、写真の追加などを行っています。また、西暦・和暦の混在や河川堤防・防潮堤など文言の統一をした方が良いとの意見があり、訂正しています。あと、震災前のとりまとめは過去形表記とするという指摘がありました。重要種関連については、最新のレッドデータブックに基づく更新や、皆様の知見をお借りして種の追加・修正を行っているところですが、今後もう少し精査していきたいと考えています。

資料2を見ながら説明させていただくと、赤字部分が修正箇所になります。例えば、1ページ目の年については、1960年代とか書いてあるのに対し、昭和何年、平成何年というものが混在し、わかりにくくなっていましたので、すべて西暦に統一しました。1-4などについては、全体を6ページでまとめていたのですが、図表を大きくしたりすることで、倍の12ページに増えました。凡例なども小さくて見づらかったのですが、大きくすることによってだいぶ見やすくなったと思います。ページ番号21のところについては、写真は現構想のものをそのままにしていたので、おって最新のものに差し替えたいと考えているところです。ページ番号23については、震災後の空中写真を時系列毎に並べることで、説明部分を可視化することができ、よりわかりやすくなったかなと思います。37ページの後の重要種については、参考文献が少ないもの、最新のRDBの基準にあわせるなどが必要と考えられますので、今後精査してより詳細なデータにしていきたいと考えています。

資料1に戻っていただいて、裏面の「3とりまとめ方針」ということで、今説明したような指摘に合わせた修正を行いたいと思います。コンパクトにまとめることとしていましたが、外部への発信を意識して見やすく取りまとめたいと考えています。写真や図表については、内容の充実を図るため適宜挿入していきたいので、委員の皆様にご協力いただき、提供をお願いしたいと考えているところです。説明は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございました。全体構想の見直し案について、何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

【事務局】

補足で説明させていただいてもよろしいでしょうか。資料中の引用・出典の表記については、現構想に基づき図表を入れている箇所は「出典①」のような形で記載し、巻末で確認していただく体裁にしています。一方、震災後（2-1以降）については、文献や作成者名を直接図表に記載している状況です。これらを統一した方が良いのか、悩んでおります。ご意見をいただけますでしょうか。

【鈴木会長】

前の全体構想を受けて、新しいものを、震災後の状況を加えていきましようということでしたので、前の全体構想は生かしましようということで、前の部分は「出典①」等のままでも構わないと思います。ただし、文献リストには、論文を引用するように「著者名、年号、タイトル、掲載誌」といった形で記載した方が分かりやすいかと思います。他にご意見はございませんか。

【坂巻副会長】

たくさんの作業を進めていただきありがとうございます。出典の件は、見たときに気になったというか、文章が書かれていて、この記述が何に基づいて書かれているのか、図には出典が付いているのですが、文書の中に都度入れていくと出典情報だらけになって見にくくなるかもしれないですけど、基本的にどの情報に基づいてこの記述がなされているのか要所所で分かるように、例えば出典ナンバーを入れるのは良いと思います。また、鈴木会長がおっしゃったように、参考文献リストに作成者の名前が入っていることは重要だと思いますので、鈴木会長と同じ意見です。

【鈴木（道）委員】

重要種のところですが、いつからいつまでのものか記載がないので、あえて言わなかったのですが、江戸時代に蒲生浜にペリカンが出たという記録があります。そういったものは含めるべきなのでしょうか。結構確かな記録で、堀田正敦という仙台藩の若年寄を務めた人ですが、江戸時代で一番優れた鳥類図譜を作っており、その記録の中に蒲生の浜にペリカンがいたという、ハイイロペリカンだと思われませんが、そういう記録があって、私の書いた本の中にも入れているのですが、これは含めるべきでしょうか。

【事務局】

まとめ方のイメージとしては、2-1以降の新しい部分に関しては、震災により環境が大きく変わったため、震災以降に目撃された情報で整理した方が良いと考えていました。ですので、過去のを全て取り上げるというよりは、現状見られるものという形で整理したいと思っています。

【鈴木会長】

重要種に関しては、宮城県のレッドデータブックが2026年に改訂版が出されることになっていきますので、それに記載されたものを中心にしておくのがよろしいかと思えます。迷鳥などは入れない方向で良いかと思えます。

【郷右近委員】

19ページの重要種の各動植物の科名の下、例えば植物だとアカザとなっている。鳥類もそうです。アカザ科のように「科」を入れた方が、入れないと一般の方が誤解しないか気になりました。底生動物には類と入っており、〇〇科とした方が、他の種類も統一した方がよいと思えます。

【鈴木会長】

全体を通じてですが、目や科を入れた方が分かりやすいとは思えます。これもまた、宮城県のレッドデータブックの記載に準じるということで統一性を図っていただければと思います。ついでですが、40ページの参考文献の「海岸動物文科会」の字が違っているなど、誤字等は都度事務局へご連絡いただければと思います。

【鈴木会長】

全体構想の震災後の書きぶりに関しては、概ねよろしいでしょうか。今後、公表までに時間がありますので、気づいたことがあればご連絡していただけたらと思います。

それでは次に、課題・取組に関して事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3をご覧ください。進捗については、前回協議会で方向性を説明し、承諾をいただきました。内容としては、「現構想で掲げる将来像及び課題は大きく変わらないということで、現構想のものを生かしつつ近年のトレンドなどを入れていく」こと、「水交換の改善は多くの意見があがっていることから、これらについては早期の取組を見据え、重点的に位置づける」こと、「干潟生態系は震災以降様々な変化が起きていることから、こうした変化を把握するためモニタリングの継続を課題として設定する」こと、「作成した全体構想を広く発信し、またその発信先を明確にし、資金面なども意識してとりまとめる」こととしています。

次に現地検討会を開催しました。たくさんの委員にご参加いただき、昨年9月に実施し、現状や課題を確認しました。主な確認事項としては河川堤防の状況ということで、覆土斜面の除草や、河川課・港湾課所管の状況を確認しました。導流堤の水門の状況としてカキ殻除去や水門の開閉などによる高低差の改善などを確認しました。七北田川河口の閉塞状況として、夏場におきた河口閉塞の状況や影響などを確認しました。砂浜植生の状況として、提案のあった砂浜植生の移設などの状況を確認しました。干潟の泥や底生生物、水交換等の状況として、黒い泥、嫌気的な状況になっていること、ホソウミニナが増加していること、干潟の地高が少し高くなっている状況等を確認しました。利用者の影響として、サーファーの利用状況などの場所の確認をしました。淡水源の状況として、養魚場の推移や、セットバックしたピオトープなども含め状況を確認しました。

これら現地検討会の状況等も踏まえ、課題、それに対する取組、そして取組によって期待される効果を整理してみました。なお、前回協議会で確認した自然再生の目標は下の4つで、各課題などがどれに当てはまるかもあわせて表記してみました。

目標としては、

- 1 多様な生物を育む干潟の保全、復元
- 2 湿地を維持する水循環の再生
- 3 砂浜環境の保全・回復
- 4 環境活動・環境教育の推進および主体の交流する場の創出 としています。

次のページをご覧ください。7つ課題としてあげてみました。

まず一つ目ですが、河口閉塞についてです。定期的に起きる河口閉塞は、塩分など干潟に生息する生きものへの影響があるという課題が考えられますので、これについては、取組として監視・モニタリングと連絡体制を整理し、河口閉塞が確認できた場合、速やかに河川管理者に連絡するということをきちっと明記し、取り組む必要があると考えます。こうした取組によって、対応が早くなることで河口閉塞期間を短くでき、生きものへの影響を軽減できる効果が期待できます。河口閉塞自体を止めることは、現実的に難しいことから、こうした体制整備の取組が必要であると考えます。

続いて、干潟の水交換や水の容積が小さく泥も溜まっているという課題があります。これについては、水門の開閉管理の実施、ラグーン奥部や砂浜側の掘り込み、掘った土・砂を砂浜へ盛り直し、それから水門のカキ殻除去による高さ管理などを行うという取組が考えられます。これらの取組によって、干潟の水交換がよくなり、干潟の生物多様性が向上することで、シギ・チドリ類の採食・休息環境の改善などにつながると考えられます。

次に先ほどと似ていますが滞筋西側付近の地盤が高くなっている、泥が黒く嫌気的な状況で水交換が悪いという課題があります。どちらかというとも河口から奥側の話になります。これについては、滞筋を掘る、地盤を削るなどが必要で水交換状況の改善の取組が必要と考えます。これらの取組の効果も先ほどと同じで水交換がよくなり、干潟の生物多様性向上につながるものと考えられます。

4つ目ですが、平坦で低緑被な砂礫地が減っており、コアジサシなどの営巣環境が減っているという課題があります。これについては、計画的に砂浜植生を管理し、砂礫地を整備するような取組が有効と考えます。全部の区域ではなく、計画的にここの区域といった一部区域を除草・移植するようなイメージです。これらの取組により貴重な砂浜植生の維持と同時に鳥類と共生を図ることができると考えられます。

裏面をごらんください。5つ目ですが、クズや外来生物、イタチハギなどの繁殖力の強い植物が干潟全体に広がっているという課題があります。これについては、計画的な刈り払いなどにより、過度な繁殖を抑制するという取組が有効と考えます。作業自体は大変ですが、課題として明記しておくことは重要と考えます。これらの取組により干潟の生物多様性の低下を防ぎ、多様な干潟環境の維持につながると考えます。

次に、人による影響です。生きものの採取やバーベキューの実施、サーフィンや釣りをする人の侵入、犬の散歩、ゴルフ、ボール遊びなどこうしたものが鳥類への悪影響を及ぼしているという課題があります。これについては、普及啓発看板の設置などの周知のほか、自然共生サイトへの登録などにより蒲生干潟の自然再生の取組の認知度を上げることなどが、取組として考えられます。これらの取組により、干潟保全に配慮された利用環境を整えることにつながります。今年もコクガンが来ていますが、ロープ設置により侵入を防止し、より長い時間滞在していることを確認できています。こうした取組の継続も重要だと考えます。

最後にモニタリングです。蒲生干潟の生態系は震災以降変化を続けている状況になっています。こうした中でモニタリングを継続して実施することが重要だと考えます。モニタリングによりわかった変化を見逃さず、変化に対して早期に確認することができれば、協議会として対策を立てやすくなると考えられますので、モニタリングの継続は重要な取組だと考えます。以上7つ課題としてあげてみました。

最後に「3 その他」として、こうした取組の中には滞筋を掘るなど費用がかかる取組もあります。公的資金による整備が難しい中で、こうした取組を実現していくためには民間資金の活用も考えていく必要があると考えられます。その例として、自然共生サイトに登録し、民間企業との連携により取組を支援してもらえる体制を整えることも必要ではないかと考えられますので、今回この後に、講義として自然共生サイトに関する内容を講義していただくようセッティングさせていただきました。皆様から課題・取組について意見をいただけたらと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。課題・取組に関しては前回協議会で示されたこと、9月の現地検討会で問題を指摘されたことを的確にまとめていただいたと思います。課題取組案としてこんなことが考えられるのではないかと7つ整理してあげられていますが、順番に見ていきたいと思います。まず1番目の「河口閉塞」に関してご意見はありますか。

【三戸部委員】

情報共有になりますが、河口閉塞について 東北大学の田中先生と、どうやって検知するかについて、分析・検討しているところです。現地を見て、河川管理者に通報するというのも大事な取組ですが、河川の状況から事前にどう傾向をとらえるかも含め検討しており、検討が進めば情報共有させていただきたいと思います。

【熊谷委員】

昨年の河口閉塞の状況について補足説明します。現地検討会でも見ていただいて、その場で説明もさせていただいておりましたが、昨年8月18日に蒲生を守る会の鳥類の調査をした際、河口が完全に閉塞しているのを確認し、翌日仙台土木事務所へ連絡しました。数日後に掘削工事をしていただきましたが、次の日にまた閉塞するという状況になり、また掘削工事をしましたが閉塞するといった状況が続いていました。導流堤の右岸と左岸のところに砂州が発達し、砂の量がかなり多く、閉塞しやすい環境になっているという状況でした。工

事では砂の除去ではなく、掘削工事だけでしたので、堆積した砂の量は変わっていない状況です。その後、色々観測していて、干潟の状況はというと、閉塞しているときは干満の差が全くなくなりどんどん水が増えていって、導流堤を越す状態、常に満水状態というのが続いていました。大変危機的な状況だったのでどうなるか心配していましたが、9月6日だったと思いますが、大雨の後に河川の水量が増えて、それで河口が開いているのを確認し、仙台土木事務所や河川課の方でも確認いただいて、その後は閉塞が起きていませんが、先日1月18日の蒲生を守る会の調査で回った時に、前と同じように砂州が両側に伸びていて、閉塞しそうな状況です。閉塞がいつ起きるかわからない状況です。河口閉塞の検知はとても大切な取組になりますので、機械的にカメラ等でわかればいいですが、気がついた時にこういう形できちっと連絡をして対応してもらおうということは、大事だと思います。河川管理者に連絡する際には土木事務所でのいいのか、河川課に直接連絡した方がいいのかということをお聞きしたいのと、それからできれば来年度、閉塞した際に掘削だけではなく堆積している砂の量が多いので、砂を除去するという事も考えていただければと思います。

【河川課】

1点目につきましては、実際に動くのは、土木事務所になりますので、土木事務所の河川砂防第二班に連絡していただいて、河川課も土木事務所と情報共有を図って参りますので御承知願います。堆積土砂の状況につきましては、治水上影響があるかどうかにかんして重きをおいて管理しているため、生活者の暮らしの安全を重視してしまっているのですが、状況がひどくなっている場合には、情報共有を図っていただけたらと思います。我々も河川管理者の立場から定期パトロールをしながらしっかり管理して参りたいと思いますのでよろしく願います。

【鈴木会長】

河川課でも定期パトロールというものがあるという話でよかったなと思いましたが、河口閉塞にならないまでも、砂が溜まると、外へ出て行く水の流れが悪くなるので、満潮も反応が悪くなると、蒲生干潟の水の交換に非常に大きく関わってくるというのは前から指摘されているところです。閉塞にならなくても、若しくは起こった時に、その堆積している土砂を除去しないことには、蒲生の中の干満というか、水の交換が妨げられるので、河口の河川の管理は非常に重要になってきますから、河川課の方でもそういう堆積した砂の除去に関してもご検討いただければと思います。堆積した砂は陸上にあげてしまうのですかね。

【河川課】

今回は非常に急な事態であったことから、限られた予算の中、実際の作業としては、脇に避ける形になりました。過去には別の場所に運搬したこともありますので、状況や予算に応じて、今後そういう事態となれば、砂の除去や移動も含めて検討の余地はあると考えています。

【鈴木会長】

蒲生の砂州のところの砂浜も削られて、外の砂が入りやすくなっているところもある。そういったところに除去で除いた砂を埋め戻すというか、高さを確保するように有効利用するような術があれば、そういった方法もお考えいただけたらと思います。予算や計画など色々あるので、そのようになるかは別ですけども、そういったことも検討の材料にさせていただけたらと思います。

2番目、3番目の干潟の水の交換等についてのご意見はありますか。

【三戸部委員】

課題のところに書かれてある「水の交換量や水の容積」に関してですが、今、震災前と比較して定量的にどれくらい変わっているか分析しようとしているところで、まだ精査はできていないところで確証はないですが、水の出入りしている体積自体は震災前と比べて少し小さくはなっていそうなのですけれども、おそらく10~20%程度の変化かなというところで、水域の面積はもっと大きく減っているところですが、それに対して水位の変動幅が意外と大きくて、水の交換量がどれくらい小さくなっているかは、分析が必要なかなと思っています。水の交換量・容積が小さくなっているというところについては、何に対してかということですが、震災前と比較していえば、もう少し確証がある状態で、小さくなったという言い方ができないかなと思っています。干潟の適正な環境として小さいということであればそういう言い方はできるかなと思いますが、震災前の比較というところで言うと、もう少し分析しなければいけないかなと思っています。こうした分析して感じているところとして、確証はまだ言えないですが、干潟の中でどれくらいの水の体積が入ってくるかというところで、水門のところはかなり効いてるんじゃないかと思っていて、最近のカキ殻が付いているという状況については、交換量に効いているんだなとデータを見ていて思うところなので、カキ殻を除去して通水性をよくすることは意味があるだろうなと感じています。

【坂巻副会長】

今のことに関連して、この場で水の交換が減っているような気がするとか、結構言っていたのですが、今朝、三戸部先生の方から今のような話を聞いて、課題のところで水の交換量や水の容積が小さくと断定的に書いているところは、もう少し精査が必要な状況だと思いますので、可能性があるとか、水理環境が震災前と変わったことは間違いないので、表現を調整した上で会の中でも状況を共有しておいた方がいいかなと思いました。一方で、泥が溜まっているという記述は実際に起こっている問題だと思いますので、泥が溜まっている場での流速が、以前よりも出ていないとか実際に起こっていると思うので、問題としての泥が溜まっているという記述はすごく大事なので、この記述で留めておいていただけたらと思います。それに関連して、取組とか効果の記述は問題ないと思っています。水の交換を増やせば、この辺の問題を解決に繋がる可能性が増えるという意味では、こちらの方で交換を改善するとか増やすと書くことは、個人的には問題があるのではと読み取りました。

【郷右近委員】

泥を取り去る、それをどこに持っていくかですが、取り組み方として、「砂浜に盛り直し」とあるのですが、干潟側の砂浜に盛るという方法の他に、北側のクロマツ林の下の方に行く場所はあると思います。そちらの方が砂浜を構成している植物であり、植生であり、昆虫類、これらは微妙な環境でかろうじて成り立っていることが長年の調査で気づいたので、できるだけクロマツ林の陸側の方がダメージはすごく少ないのではないかと感じた次第です。その辺ご検討いただけたらと思います。

【鈴木会長】

掘り込んだ砂を砂浜に盛り直すというのは、漠然としていて、事務局会議で私が発言した内容でもあるのですが、干潟に滯筋を掘ったり、地盤を削ったりすると、その砂どこに持っていくのかとなるので、砂州のところが高波か何かで削られて、流れて低くなっているところがあるので、そういったところの地盤を確保して、高波を防ぐ方向にもならないかということから、そういった砂を砂浜に持って行くのも一つ案ではないかなということに書かれていることです。具体的にどこに持っていか、どう扱うかは、今後最後の方にありますように予算措置が出来るかにも大きく関わってきますので、そういった時に皆様、ご専門の方に植物とか昆虫とかに関する影響をご指摘いただいて、どこに持って行くのがいいか、もしくはどのようなやり方をするのがいいか、お考えを反映させた上で、事務局でやっていただけたらと思います。坂巻さん、この滯筋を掘る、地盤を削るといったことについてはどうでしょう。

【坂巻副会長】

やれるならぜひやりたいという気持ちは個人的にあります。水の交換量を増やすということが、ラグーン内の流速を出すことになると思いますので、特に泥が溜まっているところ、ところが課題に書かれていますが、私が個人的に気になっているのは、水門を過ぎてすぐの場所に泥が溜まっている状況で、昔は泥が溜まっているのは奥の方だったと思うのですが、手前の砂質のところなくなっているのはすごく気になっています。なので、すでに今の地盤高とかに適応して、作られている生態系があるので、それを乱すことにもなりますので、その部分は色々生物の専門家もいらっしゃいますので、どこまでが許容されてとか、その辺の議論は、非常に重要になってくるとは思いますけれども、ほぼ陸化しちゃっているところを少し減らして、鳥が餌を取れるような潮間帯を増やせたらいいんじゃないかなと漠然としていますが考えていますので、そういうのが可能なのか、いいことなのかをゆくゆくここで議論できたらいいんじゃないかなと考えています

【金久保委員】

水の容積が小さくなっていないのではないかということについて、大事なところは、川から入ってくるだけではなくて、海水と奥の方の真水の行き来があること、これが汽水域の多様な生息環境で大事なところだと考えています。砂が入って砂質化が進んでいるところがあって、滯筋が埋まっていつているということは、皆様の共通認識かと思いますが、満潮か

ら1時間くらいで滯筋の所のカモが泳げなくて歩いている。そうすると水の行き来は減って、悪化しているのでないか。特に、真水と海水がいい感じで行ったり来たりするところが課題になると感じているので、容積という表現がいいか悪いかは考えるところがあるかと思いますが、特に汽水域の、海水と真水の水交換の部分の表現は、弱めない方がいいのかなと思っています。その水の行き来が少なくなったことで酸化還元電位が下がったような嫌気性の泥が見え、滯筋がきちんと流れていれば水の行き来があって、酸素供給もあって、ベントスの偏りももっと豊富になったのではという気がしていると。当初の課題で入っていたところなので、そこは今でも残っている点かなと考えています。

【鈴木会長】

日和山の下の方、干潟のところ、今も泥が溜まっていて、その滯筋を掘るとか、地盤を削った方がいいという意見もあって、シギ・チドリの飛来数も少なくなっていることもあわせて、私の方で震災後のゴカイの量がどうなっているかというのを調べてみましたところ、平成19年、20年くらいからゴカイの密度、個体数がすごく落ちている。手前の方から奥の方まで。震災後の良かったときと比べるとかなりの落ち方で非常に少ない。シギ・チドリの大きなエサとしてゴカイが蒲生では優占していて、生息数としては全域のベントスの中で一番多いのがカワゴカイの仲間です。それがすごく少なくなっているというのは、シギ・チドリにも食べるものがないということで、影響が出る。そういったものをどうやっていくかということの一つで、あそこの水交換を良くして嫌氣的になっている部分を無くすようにしてやると。そして奥の方の水交換を良くするということは、喫緊の課題かと思っていました。国立環境研究所の金谷さんもこちら辺をよく研究していますので、滯筋を掘るとか、削って地盤を下げるといったことについて聞いたところ、それは良いだろうとの御意見をいただいております。なのでこの整理の中では、カキ殻の除去とか、滯筋を掘るとか、水の交換を良くするためにそういったことをしましょうねということを取組としては、協議会として了承を得られるような気がしています。他に御意見はございますでしょうか。

【熊谷委員】

カキ殻除去についてです。現地検討会で、滯筋掘るのは割と大変だが、カキ殻除去については、比較的すぐにでもできそうじゃないかと現地検討会でお話が出て、私もそう思っていたのですが、専門の方に聞いてみると、陸地ではなくて、水の中に入ってカキ殻を除去するという作業になるので、かなり危険ということでした。カキ殻はナイフのような切れ味をもっていますので、私たち素人が、あるいは高齢者が長靴を履いて、干潮時に入って、シャベルとかつるはしでカキ殻を除去するというのは現実的にはかなり危険でやるべきではないのではないかと判断をしています。事務局会議でも話があったのですが、滯筋を掘るよりも比較的工事も楽に出来そうなので、専門の方に、例えば土木事務所とか、河川課の専門の方にカキ殻を除去するにはどうすればいいか、あるいはどのくらいの経費で工事ができるのかという見積もりを考えていただきたいと思っています。一昨年に導流堤のところ夏にけが人が多く出て、渡りにくくなっていました。ブロックが3つくらい入ってい

るのですが、そのブロックの位置を変えることで、渡りやすくするという工事をやっていた
だいて、その後かなり渡りやすくなっています。もちろん導流堤は、そこを通ることを推奨
するようなものではないのですけれども、現実的にはそこを通らないと海岸に行けないの
で、サーファーとか釣り人とか家族連れとか、私たちもそこを通っていきますけれども、通
路になっているので、渡りやすくなることはいいことだったのです。その際に実際に機械で
ブロックを持ち上げてずらすという作業をしていただいたのですが、その時にくっついて
いるカキ殻を除去してやるということでした。実際その直後には、水の通りがよくなるよう
な感じでした。ですので、なかなか予算を立ててそのために工事をするってことは難しい
ことかと思えますけれど、例えば何かのついでに、河川掘削の時にちょっとその機械を使っ
て、カキ殻を取るとか、そういうことができればいいのかと思っています。あと先ほどの
河川掘削で砂の除去とのことだったのですけれども、前に砂を除去してもらったことがあ
ったのですけれども、その時の砂はどこにいったかという、荒浜とか新浜の方の防潮堤に
砂をかけるという形で、試験的に海浜植物とかそこに棲む生きもののためにやるという、北
大の先生がそういう研究をされていますので、委員の平吹先生もそうですが、いったん砂を
かけるという一石二鳥的なことでした。前の導流堤のブロックを移動する工事の時も土木
事務所と現地で色々話をしたのですけれども、実はそのときは河川の砂が溜まっているの
で砂を除去するという工事も予定されていて、その砂はどうするかという、菖蒲田浜の海
水浴場に持って行く予定だったという話で、結果的に砂の移動工事は行われなかったみた
いですが、河川管理の時に色々重機を使って、やる形だと思っているので、ついでにそうい
うことも考えていただければありがたいと思いますし、いろんな形で皆が蒲生干潟に配慮
しながら良くするという方向にとてもよく向いていると思いますので、今後ともお願いし
たいなと思います。事務局には見積もりというか、カキ殻を除去するにはどうすればいいか、
どれくらい経費がかかるか、具体的なところを考えていただけたらと思います。お願いいた
します。

【鈴木会長】

今、課題に対する取組を整理して、ここで確定したいなと思っています。それを具体的に
やる予算とか方法とかはこのあとの議論として盛り上がってくるころかと思っていますので、
水の交換のところについてはこれくらいで、次に進めさせていただきます。

次にコアジサシの営巣環境が減っているということで、計画的な砂浜植生の管理、砂礫地
の整備が必要とのことについて何か御意見がありますでしょうか。

【鈴木会長】

この件については大体このとおりでということですのでよろしいでしょうか。では、次の外来生
物のイタチハギやクズなどがあちらこちらで繁殖して、干潟の上部の所を覆ってしまっ
ている、これに関しては刈り払いが必要ということが前回の協議会でも出ておりましたが、こ
れに関してはいかがでしょうか。

【郷右近委員】

取組のところ、計画的な刈り払いということで、通常の実績かと思えますけれど、昨年の9月に実際に歩いて、その後も見てみたのですけれども、他のものと違まして、一旦あのくらいにはびこってしまうと、年最低2回、春・秋、実施しないと、とてもじゃないが手をつけられないくらいに猛烈な繁殖をし、実際に他でもしております。それともう一つは、あの斜面は非常に危険なので、先ほどのカキ殻ではないですけど、素人がボランティアで実施というのは極めて危険なのでやめたほうがいいと私は思います。これは行政にお願いして予算化してやらないと、本当に緊急の事態に陥っていると私は判断いたしました。それに関連して、少し突拍子もない発言になりますが、昨年のクマ、なぜクマが河川敷に現れるか理由がありまして、一斉に宮城県も河川・湖沼、全部刈り払いを始めました。あれに準ずる形で、行政サイドで説得していただいて、最低3年は継続した実施が必要で、途中でやめると元に戻りますので、3年から5年の年2回という実施の仕方を是非検討していただきたいなというところが、現地視察の際に感じたことでした。

【鈴木会長】

簡単に私たちが行って、できることではないというご指摘で、費用とかそういったものがかかるということ、将来に向けてそれをどうしていくかということは、今回の議題の一つにもなってくると思いますが、他にもございますか。

では次の人による影響に関して、これには普及啓発の看板の設置、もしくは自然共生サイトへの登録など色々な取組をして、蒲生干潟が生物多様性の保全にとって大事だと認知度を上げるとの書き方です。これについてご意見ありましたらお願いします。

【鈴木会長】

事務局の方で用意していただいた写真のBBQの跡であるとか、犬の散歩とかも度々見かけるところですが、普及啓発看板は効果的なのか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。看板の設置場所とか看板の内容とか、恒久的なものでなくとも、必要に応じてどうかということについても、更に議論があれば今後検討していただけたらと思います。

【鈴木会長】

最後に蒲生干潟の継続したモニタリングが必要ではないかということについてはいかがでしょうか。先ほど三戸部委員から監視状態を高めて、継続してチェックができるとか、河川課の方でもパトロールをしているというモニタリングそのものではないがやられている。そのほかにも例えば、鳥とか底生動物とかですね、昆虫のモニタリングとかは特になのでしょうか。

【郷右近委員】

そうですね、自分以外では、あまり聞いたことがないですね。例えば植物の植生を調べるのに年に2回か3回くらいではモニタリングにならない。海岸の場合ですと、5月から10月のその5ヶ月間、月ごとに出現してくる昆虫類が次々と変わってくるものですから、なか

なかきちょっとしたモニタリングをやろうとすると、3年もしくは5年に一度、そういうものを立ち上げて、協同でやるとか。昆虫の場合にも、とにかくものすごい種数があるので、生活の仕方も夜間活動するものもいるし、簡単にモニタリングといいましても。可能であるならばここまで継続してやってきているのですから、最低5年に1回はきちょっとした調査というのはこれからも必要ではないかと私は思います。

【鈴木会長】

資料2の一番後ろのページに出典一覧というのがありますが、下の方にレノバが行った「(仮称) 仙台バイオマス発電事業環境影響評価書」というのがありますが、この報告書は目を通させていただいたのですけれども、昆虫・鳥・底生動物含めてかなり細かいデータが出ております。2020年ですが、これ仙台市のホームページで見られますよね。

【金久保委員】

はい。環境影響評価は条例に基づいて事業者が調査を行うものルールで決まっています。事前の調査と事後の調査をやることになっていますので、レノバさんの事後調査もあります。仙台市としては、付近の工場建設案件などに、きちんと蒲生干潟への影響も調査・評価対象に入れるよう強く求めておりますので、仙台港の北側の発電所についてもおそらく蒲生干潟も範囲になっていたかと思います。そうすると、これから事後調査が続きまして、その際には基本的にはすべての種類、昆虫も含めて年4回が基本となってございます。ただ、事後は毎年ではなくて何年かに1回、どういう事後調査をするかも含めて、有識者の御意見をいただいて決めているところになります。そういった、協議会の中の専門家が調べるものと、各事業者がやって公表されているものを利用するというのも、あわせて行うとよいのかなと思っています。

【鈴木会長】

事務局の方でできればそういった、蒲生干潟の色々な生物に対する調査、過去の調査も含めて、震災影響調査といって環境省がやっていたのもございましたし、レノバの調査結果ともあわせて、何年にどんな調査が行われているかなど、整理しておいていただくと、今後例えばずっと見てないね、今後調査を行う必要があるかもねといったときに、次に講演いただく共生サイトの中でもモニタリングをしていくことも求められていることでもありますし、どのように対応していくかを考えるベースになるかと思います。

【濱名委員】

表現の話ですが、「自然共生サイトへの登録」というところ、正確に言うと認定されるものなので、「認定」とか「認定取得」とか記載された方がよいと思います。

【熊谷委員】

改めて確認なのですが、蒲生干潟の生態系と言う時に、人によって考えている生態系が違っていると思うので、ここでいう蒲生干潟はあくまでも、対象区域に入っている蒲生干潟の区域ということで、純粋な干潟、ラグーンだけでなく、周辺の海岸とかあるいは復活しつつあるマツ林とか周辺のヨシ原、海浜植物群落とかそういうことも含めての蒲生干潟とい

う言い方で、共通認識を持ってまとめていくのがいいかなと思いましたので補足させていただきました。

【鈴木会長】

蒲生干潟の水質とか、底質とかはどうですか。

【坂巻副会長】

頑張りたいなとは思っていますけれども、申し上げようとは思っていましたが、ここで取組としてモニタリングを実施するというのも、やる側からするとそれなりの負担、労力とお金と、必要になってくるので、こういったところも資金が入ってくればいいなとは思っているところもあるのですか、やれる分はやっていきますということは申し上げますが、定期的に必ずやりますと約束するというのは、簡単ではないというところなんです。それに関連するのですが、課題の書き方が変化し続けているとなっているのですが、モニタリング体制とか研究を色々な人がやって、情報を得ているのは間違いないので、そういったものがどういった情報が出ているのか、どういうモニタリングが行われているのか、どういう主体がやっているのか、ということ整理して共有していくということは大事なかなと。それが今どこまで出来ているのか、私自身も把握できていないのですけれども、もしそれがやれていないとしたら、それは課題なのかなと思いました。もう一つモニタリングというものが、研究とも違うのかなと。研究がモニタリングの役割を担えるときもあると思いますけど、私がやっている研究も長期的に取っていきこうという意味でやっているものではなく、今現在どうなっているかということで物質収支を見るとか、1年、2年まずやろうと、そういうことで私はやっています。モニタリングとしてはどういう情報があるといいのかというところはこれからこの場で整理しておく、我々もついでにこの情報も取れるねと、逆に狙って取れるようになると思うので、研究情報、モニタリング情報の集約と、どういう情報があるといいのかということ今後議論していくのは大事かなと。そのあたりも課題として付け加えていただけるといいのかなと思いました。

【鈴木会長】

現在、蒲生干潟周辺での色々な生きものの調査とか環境指標の調査とかやられている、もしくはやられていそうな方にアンケートなり情報収集して、整理していただくと、これに関わる基本的な資料になるかと思います。

【鈴木会長】

御意見をいただきましたが、1番下にその他として、具体的には費用がかかる取組があるし、民間資金の活用を考える必要があるとか色々書いてありますが、これは将来的に考えていかなければいけない費用を確保して、具体的な工事などを進めることが必要になってくる可能性があります。このその他に関して御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。方法例として自然共生サイトの認定をもらうことが関わってきますので、この後、自然共生サイトについてご講演をいただくことになっていきますので、お聞きした上で、これに関わる部分でのご質問などあれば、そちらの方に反映していただけたらと思います。

【竹丸委員】

素人の考えで全然わからないのですが、河口閉塞の問題について、今ある導流堤をもっと海岸側に伸ばすことで閉塞を防ぐことは可能なかどうか。というのも、鳥の海の方は閉塞したことがない。船が出入りすることもあるし、結構沖合に導流堤が出ている。あと、蒲生の場合は七北田川があるのですが、鳥の海の方はそういうのがない。導流堤を伸ばすことによってできるのかどうか教えていただけたらと思います。

【河川課】

導流堤を伸ばして何かメリットがあるのか、また伸ばすことによって今度違うところに影響があるかもしれないので、一概に伸ばします。検討しますという回答にならないです。ここでできるできないの判断を私から申し上げることはできません。

【鈴木会長】

この件、状況には入っていないので、御意見として伺って、また何かあったら適格なアドバイスをいただけたらと思います。

【三戸部委員】

私も明確な回答はできませんけれども、おっしゃるとおり砂の供給がなくなれば、閉まりにくいところはあるのだろうとは思いつつ、そこを止めると、その南側におそらく砂が溜まってきてしまって、浄化センターの放水路とかもありますので、慎重に広い範囲を見て考えなければいけない課題かと思いました。あと自己流量があまり七北田川は多くないところがありますので、それで課題が解決するかということも、なかなかはっきりいけそうだと言えないところかなと思っていて、方法としてはありえないことではないかもしれませんが、慎重な検討が必要かなと御意見を聞いて思いました

【鈴木会長】

大体色々な意見を出していただけたかと思いますので、今回の議題に関する議事は終わりにしたいと思います。事務局にお返しします。

(5) 講演

【司会】

鈴木会長、ありがとうございます。次に、講演の場を設けさせていただきます。本日は、基調講演として、いであ株式会社 国土環境研究所 環境技術部門地域共創推進部 兼 東北支店 自然環境保全部の幸福智様にお話をいただくことになっております。簡単なお紹介となりますが、幸福様は、坂巻副会長の研究室のOBで卒業・修士論文では蒲生干潟の濁質動態の調査を実施するなど蒲生干潟について見識があります。今回のテーマであります「自然共生サイト」については、有識者マッチング制度の有識者であり、環境省の支援証明書モデル的試行ワーキンググループの委員を努めるなど、ご活躍しております。それでは、幸福様、よろしくお願いいたします。

【幸福講師】

今日御紹介させていただく資料ですが、環境省の濱名さんがいらっしゃる中で、私がお説明するのがいいのかなと思いつつ、制度の設計に関して、一部お手伝いしていただきましたので、あえて私の方で説明させていただくこととなりました。資料自体は、数日前に本省の方で編集していただき、わざわざ送っていただいたものになりますので、こちらの方で「ネイチャーポジティブとは」は、今更かと思えますので、まず「30by30」とそもそも自然共生サイトと言っているものはなんなのか、というものと、次に「支援証明書」と言われているものですが、多くの方が今これに関心を持ってくださっているところかと思えますが、端的に言えば自然共生サイトにお金を引っ張ってくる仕組みであると思っただけであればと思います。ただ、成り立ちは自然共生サイトと別の成り立ちを持っていますので、そのあたり、考え方の違いとか、どこからどこまで自然共生サイトの話をしているのか、こういったところが混乱しやすいところでもありますので、簡単に解説をさせていただこうと思います。後は自然共生サイトに限らずですが、この支援証明書を検討している中で、他にもお金を引っ張ってくる手法としてこういうものもあるという代表的なものをあげさせていただいて、この時も私事務局をやっていたということもあるので、このあたりを説明させていただこうと思っております。

まず 30by30 と自然共生サイトですが、議論が始まったのは、多くの方が思っておられるのは 2021 年くらいに合意された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」といわれているものですね。国際目標が概ね 10 年に一度更新されて、その前には愛知戦略目標とかありましたけれども、それが残念ながらほとんど達成できなかったという世界的評価を受けた次の目標として、昆明・モンテリオール生物多様性枠組というのができました。ただ、この昆明・モンテリオール生物多様性枠組の前から 30by30 の議論はされていました。実際にこのネイチャーポジティブの絵(p4)が出てきたのが、ここに書いてありますけれども、「地球規模生物多様性概況第 5 版 (GBO5)」と書いてありますけれども、これが 2018 年くらいの際に出てきたものになります。この前後に開催された、確か G7 だったと思えますけれど、生物多様性条約の議論をされる前から、30by30 という目標は設定されていました。なんなら、それに近い目標は 2010 年の愛知目標にも入っていたような目標になります。それに対して具体的に出てきたものが、後ほどご説明しますが、ここに書いてある(p9)「OECD」と言われているもので、「Other Effective area-based Conservation Measures」というのがあって、日本であれば自然公園法であったり、その他の法律も含めて保全がすでに担保されている場所というのがありますけれど、そうでない場所、例えば企業が持っている緑地も法律の規制とは異なる手段で保全をしていこうと、それが 30by30 との 2030 年までに、陸と海の 30%がカバーできるようになればいいじゃないかというのを国際目標として、COP15 よりも割と前の段階ですでに合意がされていたものになります。なので、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が実際に採択された 23 のターゲットというのがこちらに書かれていますけれど(p6)、この中に 30by30 が含まれています。これよりも前に環境省ではこれを達成す

るための制度設計が進んでいて、実際に昆明・モンリオール生物多様性枠組で採択されて、すぐに作られた生物多様性国家戦略の中にもしっかりと 30by30 というのが位置付けられて、その中で具体的な目標として自然共生サイトの割合がこのくらいになっているべきというのが目標として紐づいているという状況になっています。

このころの自然共生サイトは基本的に今とは考え方が違っていています。なぜ考え方が変わったのかというと、「地域生物多様性増進法」という法律が数年前、去年か一昨年に成立したそれくらいのタイミングですが、その前の自然共生サイトというのは何かといいますと、ここに書いてあるように (p8)、陸域の何%、あるいは海域の何%というのを OECM も含めて保全をするかというのが大きな目的でしたので、この OECM の議論をずっとしてきました。この略に area-based と書かれていますけれども、どのエリアに紐づいているのかというのが基本的な考え方になっています。なので今回の蒲生干潟であれば、蒲生干潟のどこからどこまでのエリアが自然共生サイトなのか、あるいはどこからどこまでが OECM を含めた保護区にあたるのか、というのが基本的な概念となってきました。その保全を長期的に担保するための計画を別途作らなくてはいけなかったのですが、新しく「地域生物多様性増進法」という法律が採択され、施行されたことによって、この考え方が少し変わります。それまでは生物多様性の価値が高いところそれはどこなのか、area-based で考えていって、そこを長期で保全するためにその地権者さんとか、あるいは管理者と共同しながらそこを5年間あるいはもっと20年間保全するためにこういう活動をしますということを認定してもらっていたのですが、この地域生物多様性戦略ができたことによって、生物多様性の価値があまり高くなくても、これから創出しますとか、そういったところまで認定の範囲という考え方、概念が拡張されました。それによって、これまではエリアに紐づいて認定を受けていたものが、最近では活動に対して認定がされるようになっていきます。もっと言うと、何に対して認定をするかということ、自然共生サイトに対して認定するというのではなくて、計画に対して認定するということになっています。このあたりはわかりにくいですが、読んでいくと途中で混乱してしまうので作業をしながら、自分たちは今どっちに認定をもらおうとしているのだっけと、特に計画を作る段階で気を付けながらやらなければいけないとなっています。

多くの企業さんがこの増進法に基づく認定を受けようと動いておられます。左下(p10)ですが、企業さんの場合はその認定を受けるためにどういった計画を作るかというと「増進活動実施計画」というものを作ります。それに対して、市町村や多様な主体、例えばこういった自然再生協議会みたいなものが母体になって申請する場合は、違う計画を提出することになります。「連携増進活動実施計画」という別の名前の計画を出すことになります。こういった企業とは異なるものを出すということを認識いただければと思います。これに関しては企業さんが多く関心を持たれていて、すでに多くの場所で、自然共生サイトの認定を受けておられます。東急リゾートタウン蓼科(p11)、私も何度かいったことがあるのですが、大変きれいな場所ですし、それ以外にも琵琶湖の周辺できれいな水源の森が認定を受けて

いるというものもあります。次に里地里山的な環境で、これはどちらかというまさに今、どれくらいの生物多様性の価値があって、それが劣化しないようにみたいな活動をしている場所にはなりますが、いろんな場所がありますけれど、これも企業が関わっている場所が認定を受けています。そのほか、都市の緑地というのも結構認定を受けている例があります。特に蒲生干潟にどちらかといえば近い場所、沿岸域、海岸線というところであれば、藻場がターゲットになって認定を受けている場所もあります。いわゆる干潟は私が存じ上げている限りではそんなに多くないと思っております。この中で自然共生サイトが実際のどのくらい認定を受けているのかというところが、こういった表になっているわけですが(p15)、ここにあるように、令和7年度から法定自然共生サイトというのができました。従前の自然共生サイトがその中に取り込まれていく、すべてではなく一部、取り込まれていくような枠組みになっています。なので従前のものと法定のものは基本的に考え方が少し違うということを理解いただけたらと思います。

それに対して先ほどから協議会の中でも何度か議論になりましたけど、支援をどうやってもってくるかというのがありました。この「支援証明書」というのは、これまで自然共生サイトをどうやって認定をしていくのかという制度設計とは全く別のラインで検討がなされたものになります。部署も近いところで検討はなされていましたが、全く同じ場所ではありません。支援証明書というのは、元々、どういったケースを想定して検討がなされてきたかといいますと、これも増進活動計画とか増進法が成立する前に検討がなされていたものですので、少し別の観点から検討がなされてきたものと考えていただければ結構かと思えます。例えば、どういったことを考えていたかという、ここ最近 TNFD という取組が、やはり言葉みたいになっておりますが、それに限らず、企業も生物多様性や自然資本をどう守るかという活動に参画してくれよ、あるいは自然を痛めつけながら企業活動、営利活動だけを行っている企業は社会的に存在しちゃいけないとまでは言いませんが、倫理的な問題もあるのではないかという批判もしばらくくすぶっていたところもありまして、一定の割合の企業が、自分の本業とは少し関係ないかもしれないけれど、自然を保全する活動に少し協力しようと思っているのだけれど、する場所がなかなかないという時に、じゃあ自分達で社有林を持っていない、あるいは自分達で山を持っているわけではない、アサヒビールさんとかは自分で山を持っていますが、そういうわけではないけれど、違う場所に協力する形でもいいから、何かしら貢献したい。そういう企業の方々に対して、例えばボランティアで参加していただいた場合は、支援証明書をあげます。あるいは寄付をしてくださった場合には、支援証明書をあげます。そういったメニューをいくつか整理して、提示をしたというものになります。なので基本的に自分たちでそういった場所はもっていないけれども、30by30 に貢献したいという人達に対して、支援証明書を出せるようになっています。

これはまだ本格稼働して時間も経っていないので多くの実例があるというわけではないのですが、大体どういったことを想定しているかという、自然共生サイトに対して、その認定前の調査でもいいし、あるいはその自然共生サイトをより長く管理をしていく、ある

いは質を向上していくための経済的・人的な支援に対してお礼をしますよと。それを環境省が認定する形で証明書を発行しますよという仕組みになっています。なので、自然共生サイトと基本的にリンクするような形で作られていますので、環境省の方でも支援をしたい側と、して欲しい側が出会える場として、マッチング支援というのを行っています(p19)。当然お金を出した側からすると、出ただけで終わってしまうとその後が困ってしまうので、例えば株主説明とか当然そういったものがありますので、証明書というものが発行されるようになっています。こういったものが発行されるかという、マッチングサイトなどもありますよというのが、掲載されていますが、随時増えていったりします。今すでに支援したい側とされたい側としてある程度数が登録されている状況になっています。これが支援証明書の制度の概要になるわけですが、ここにイメージがありますが(p18)、こういった支援証明書が出されるかという環境省のロゴが入った支援証明書が出てきています。一応こういったものが、より合理的な説明ができるように、支援をした側が、この支援証明書を受け取った側が、企業の場合は企業のステークホルダー、例えば株主や機関投資家に対して、我々こういった考え方でこういった支援をして、こういった効果が出ているということが説明できるような支援証明書というのを環境省から発行されるということになっています。もちろん、いろんな留意事項ありますけれども、基本的には対外的な情報開示に使えるよということとは配慮しながら作っているものになります。主な注意事項や申請条件は、これに書いてあります(p21)。ちなみにこれは0円ではなくて確か10万円くらいの手数料を払って、支援証明書を出してもらう形になっています。色々あるのですが、TNFDと呼ばれている情報開示の枠組みに使えるくもありませんよくらいのことにはここに書いてあります。完全に使えるという嘘になってしまうので、うまくやれば使えるかもしれませんくらいでご理解いただければいいのかなと思っております。このあたりは証明書の細かいところなので、省略をさせていただきますが、例えばこの1枚目の方であれば(p23)、例として書いてありますけれども、金銭的な支援を100万円寄付したらそれによって、下刈りこれだけやりました。先ほどの議論であればクズの刈り払いこれくらいやりましたみたいなものが出てきてですね、それが支援証明書に反映されていくというものになります。これが申請書のフローですが(p25)、これはいざその時になってから考えればいいかなと思えますので省略させていただきます。

実際にいくつかの例がございまして、これは大成建設が別の自然再生協議会で(p27)、これも自然再生推進法に基づく事業で、県の事業だったと思えますが、そちらに支援をした例になります。相性がいいのが、科学的なモニタリングとか、検討がなされているので、この因果関係を説明する一連の図が非常に作りやすいというのが一種の成果かなと思っております。実際にこういった議論、私もここの委員を務めさせていただきましたが、こういった例をどんどん増やしていこうと、こういったうまく紐付いた例を増やしていこうとワーキンググループの中でも議論をしていたところでもございます。宮城県の中でも仙台市の水源涵養林の例も大いに参考になるかと思えますので、説明をさせていただきます(p28)。定期的

にこういった申請を受け付けております。おもに2回か3回の受付期間があると聞いています。直近ではこうした受付期間で制度が動いているという状況です(p29)。

同様に企業版のふるさと納税というものも使えるよねという議論を以前からしていました(p31)。これは何かというと企業が先ほどの例えば支援証明書と一緒に使えるのですが、支援証明書のために寄付をします。寄付をした先が本社・本店のあるところではない場所に寄付をした場合は、最大で法人税が寄付額の9割控除されるという制度があります。例えば売上高が200億円くらいの企業が寄付をした場合、2000万円くらいまでは9割控除、実質の持ち出し分が200万円程度というような制度があります。そういった制度を使って、支援証明書とセットでお金を持ってこれると、この支援証明書の維持管理にも使いやすいし、なおかつ企業からしてもお金がどこに使われたのかというのが明確になっていく制度なので、対外的にも説明しやすいというメリットがあります。ただ、こういったのは、結構資金の奪い合いに近いところになってくるので、割と狭き門とまでは言いませんが、きちんとPRをしていくということが、重要になってくるのかなと思います。実際に自然共生サイトをテーマに寄付を募集している地方公共団体、基本的には市町村、都道府県でもできますけれども、いくつか存在しています。長野なんか割と活発にPRをなさっています。こういったところも一つのメニューとして検討いただいてもいいのかなと、お金を持ってくるという部分では検討をいただいてもいいのかなと思っています。

実際に自然共生サイトに認定されるとどうなるのか。実際、自然共生サイトに申請した方がいいのと言われて、なかなかメリットを説明しづらいところはあるんですが、逆にデメリットもなく、特に蒲生干潟のように仙台市の中でかなり認知をされている場所は、基本的に自然共生サイトは生物多様性の価値がこれだけ高いと堂々とうたっていけるというところがありますので、これまで蒲生干潟というのは仙台市民の憩いの場としてすごく機能していたところですけども、生物多様性上の価値もこれだけ高いし、なおかつ、産官学がこれだけ手を取って更に価値を上げていこうとしている場所なんだよというのを特に子どもたちに伝えていくにはいいツールなのかなと私は思っています。これをまとめのスライドとして環境省さんの方で作ってくださいました(p34)。

参考までに、こういったものがまとまっている情報どこかにあるのと聞かれるので、自然共生サイトに関する解説ページは環境省のホームページの中にあります。自然共生サイトと検索をしていただくと最初に出てきたものを選択すると、大体このページに行きます。特にわかりやすいのが、手引きと言われているものの本文とか、下にいくと地域生物多様性増進法の概要、このあたりがわかりやすいかなと思います。今だいたい私がご説明したような概要がこちらに説明されています。市町村はこうですよ、企業はこうですよ書き分けもきちんとされていますし、手引きに関しても実際の申請にどんなことを書けばいいのかも含めて書いてあるので、このあたり非常に参考になるかなと思いますので最後に付け加えさせていただきます。

【司会】

幸福様ありがとうございます。ただいまのご講演に対しまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

【坂巻副会長】

説明ありがとうございました。今日、この再生協議会の議論も少し聞いていただけてたかと思いますが、仮にこの協議会の蒲生干潟が今日お話をしていただいたような制度を利用していく方向に進むとなった場合、まずやるべきこと、どういう手順で、あるいはどういう時間スケールで進めていくのが現実的と幸福さんは感じていられていたか、そのあたり、もし考えがあれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

【幸福講師】

かなり具体的になるのですが、先ほど御紹介させていただいたサイトの手引きの40ページくらいになりますが、自然共生サイトの申請をこの協議会の枠組みで出すのであれば、連携増進活動実施計画になります。まずは事務局の方が中心となるとと思いますが、ここを一通り埋められるかというのを見ていただくのがいいのではないかと思います。例えば計画については、もしかしたら今の全体構想とほぼ同じ内容であるいは全体構想と計画を兼ねる内容で出せるかもしれないですし、計画期間も目標としている年限をそのまま入れられるかもしれない。代表者は事務局の県になると思うんですが、そういう整理になるのではないかと思います。こうやって見ていくと割と埋められるところが多くなってくると思います。

同時に、おそらく今回申請と議論の対象にしている範囲は、ほぼ鳥獣保護区の範囲内かと思しますので、実は関連する法令というのはこういうのがありますよと、ここではっきり整理してくださっていますので、そこに合わせながら、文章が入るのはどうかっていうのを見ていくと、残りやらなければいけない作業というものがおそらく見えてくるのではないかと思います。この申請するときに、今、生物多様性の価値が高くてそれを維持する活動なのか、あるいはこれから価値を創出していく活動なのだということ、どう計画を作るかによって申請する項目が変わってくる、特に前者の場合は現状でどのくらいの生物多様性の価値が高いのかというのを説明しなければいけないので、それに向けた調査が必要になってくるだろうと思います。後者の場合、これから価値を上げるんだということ、申請する場合には、現状もそうなんですけれども、これから何をやって、それによってどういった成果を期待しているのかということ論理的に説明していく、計画書の中で説明していくというのが必要になってくるのかなと私自身は思いましたので、早い話が、一旦ここを見ていただいて、どういった申請内容になるのかな、どういったことを書けばいいのかなというのを、一回見てもらえればいいのかと思っています。

【坂巻副会長】

ありがとうございました。特に最後のところの、どういう価値をそこに書いていくかというところとか、これから協議会で議論するところなのかなと思いました。もちろんその上でこの共生サイトに認定されることの意味っていうのも含めて議論が必要なところですね。

ども、流れがわかりました。ありがとうございました。

【濱名委員】

説明していただきありがとうございました。幸福さんのご説明に補足するような形と、あと坂巻先生のご質問に一部お答えするような形になりますが、2つの方法があって・・・という話の中で、今の価値を維持していくのか、それとも価値があまりない、あるいは低下しているところを回復させていくのかの議論でいうと、もっと良くしていきたいという思いはありつつも、鳥獣保護区の特別保護地区なので他に比べれば高い価値があるという前提に立つのが自然であり、これから回復していくという方ではなくて、価値があるところを維持していく、さらに良くしていくということで、前者の方を採用する方向が、いざ申請をす
ると考えた時には、適当だろうなと思っています。

【司会】

他にご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。協議の中でもありました資金の関係につきましては、課題解決のために必要なことにもなってきますので、我々としても活用できるかも含めて、検討させていただきます。引き続き幸福様には御協力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上で基調講演を終わらせていただきます。幸福様大変ありがとうございました。

【司会】

その他について、他に何か事務局からありますでしょうか。委員の皆様から何かありますでしょうか。

【熊谷委員】

今のことについては、どうなるのでしょうか。日程を検討するとか、次回の協議会で諮るのか、そういう含みがないとああそうでしたかで終わってしまうと思いますので、事務局で検討ということになるとは思いますけど、次回で話し合うということで含みを持たせていただけたらと思います。

【司会】

我々の方でも更にまた情報を集めて、他の事例も含めて、検討させていただきたいと思
います。

それでは、時間も参りましたので、ここまでいたします。次回の自然再生協議会の開催については、事務局で検討し、改めて皆様にご案内したいと思います。これもちまして、第21回蒲生干潟然再生協議会を終了いたします。